

会議録	
開催日時	令和6年11月25日(月) 13:22~13:45
開催場所	菰野町役場2階 206、207 会議室
出席者	委員 13名 町長 事務局 5名
事項	会長の選出 会長職務代理者の選任
《質疑応答》	
事務局	<p>本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが皆様お揃いでございますのでただ今から菰野町都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日の菰野町都市計画審議会にあたりまして、この11月20日をもって、前職審議会委員の方々の任期が満了となりましたことから、皆さまに翌11月21日から令和8年11月20日までの2年間を任期といたしまして、審議会の委員を御委嘱申し上げます。</p> <p>規定に基づく審議会の会長が選任されるまでの間、わたくし都市整備課の大矢が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。1枚目が「事項書」、2枚目が「菰野町都市計画審議会委員名簿」、3枚目が「菰野町都市計画審議会委員 会長選出用名簿」でございます。資料はお揃いでしょうか。資料が不足している場合はお声掛けをお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、お手元の事項書により進めさせていただきます。</p> <p>事項書2、委嘱状交付。</p> <p>ただ今より、委員の皆さまに、菰野町長より委嘱状をお渡しさせていただきます。お一人ずつ、順にお名前を読み上げさせていただきますので、恐れ入りますが呼ばれましたら、その場でご起立をいただき、お受け取りください。それでは町長、お願いいたします。</p> <p>〈委嘱状交付〉</p> <p>ありがとうございました。委員の皆さま方には、これから2年間、お力添えを賜ります。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、事項書3、町長挨拶。</p> <p>諸岡町長よりご挨拶を申し上げます。諸岡町長、お願いいたします。</p>

〈町長 挨拶〉

ありがとうございました。

町長におかれましては、ここで退席をさせていただきます。

〈町長 退席〉

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

〈事務局紹介〉

どうぞよろしく申し上げます。会議に入る前に、本日の審議会の会議録作成のために、録音をさせていただきますことを、予めご了承頂きますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日は13名全員の委員の皆さまにご出席を賜っており、菰野町都市計画審議会条例第8条第2項の規定の定足数に達しておりますことから、只今より審議会を開会させていただきます。

事項書4、議事録署名者の指名でございますが、本日の審議会、議事録の署名をお願いする方を決めたいと存じますが、いかが取り計らいましょう、よろしければ、事務局からご指名をさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

ありがとうございます。それでは議事録署名者といたしまして、松岡良成委員そして諸岡清隆委員お二人をご指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事項書5、会長の選出。

本審議会会長の選出へまいります。本審議会の会長の選出でございますが、お手元にお配りさせていただきました「会長選出用名簿」をご覧ください。審議会条例第7条第1項の規定により、委員の皆さまのうち、各方面より学識経験者として御委嘱申し上げました、こちらの名簿の8名の方の中から、委員の皆さまによってご選出いただくこととなっております。それでは会長の選出につきまして委員の皆さま、ご選出頂きますようよろしくお願い致します。

A 委員

いいですか。

事務局

はい、A 委員。

A 委員	<p>丸山委員に引き続きお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>〈異議なしの声〉</p>
事務局	<p>ただいま A 委員から、引き続き丸山委員に、とご推挙賜りまして、異議なしの声いただきましたが特段ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>〈異議なしの声〉</p> <p>それでは、丸山委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。丸山様、どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、会長席へのご移動につきましてもお願いいたします。</p> <p>〈移動〉</p> <p>早速ではございますが、丸山様、ここで会長就任のご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>〈会長 ご挨拶〉</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長が定まりましたので、審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、これ以降の議事進行につきましては、会長をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、事項書 6、会長職務代理者の選任を行います。</p> <p>会長職務代理者につきましては、「菰野町都市計画審議会条例第 7 条第 3 項」の規定により、会長が指名する委員となっています。よって、会長職務代理者につきましては、指名させていただくのですが諸岡清隆委員をお願いしたいと思います。諸岡委員、よろしくお願いいたします。それでは、会長職務代理者席へ移っていただきたいと思っておりますのでお願いします。</p> <p>〈会長職務代理者席に移動〉</p> <p>では、一言ご挨拶をお願いします。</p> <p>〈会長職務代理者 ご挨拶〉</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事項書 7、その他ということですが、事務局から何かあり</p>

	ますか。
事務局	失礼します。現時点におきましては、皆様にご発言いただきます、ご審議いただきます内容は特にございません。出た際には皆様にお集まりいただきまして、ご審議ご意見等々いただきます場合もございますのでその際は皆さまよろしくお願ひします。以上になります。
会長	ありがとうございます。それでは何か他に。
A 委員	町会議員 A です。よろしくお願ひします。この場でお話させていただきますことは、本来ならば議会で話すことだと思うのですが、議員はまだ始まったばかりですのになかなかそういう話をするのがないのですが、審議会というのはですね、町長諮問機関と私考えていまして、それは個人的にね、ほかの方は知らないですが、二代表制の片棒を担ぐ形の議員がこの場にいるというのがいかなものかなと、ずっと考えています。今ここで返答いただく訳にもいかないし、答えをもらう訳にもいかないし、まさに自分が立候補してここに来さしていただいて、仕事だけはしっかりさせていただこうと思う中で、やはり議員として様々な、これは菰野町全体のことを考えるのですが、いずれ議会の方にはこれ発信しようと思っています。ここで言える場所があったものですから、この場で言わせていただきますけども、とにかく私は町会議員が町長の諮問機関である審議会に出席して意見を言うことがいいのかどうかこの疑問がずっと残っているだけです、まずそれに関しては、二年期間ありますので、そういうこともまた一度丸山先生以下みなさんのもとでお話いただけたらと、ご意見いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。
会長	事務局から何かありますか、今の件について。はいどうぞ。
事務局	ご意見頂戴いたしました。現在この審議会につきましては、条例によって規定されております。委員の皆様も条例によって選ばれている形になりますが、まずこの審議会だけということもないのですが、行政側からすべてそれを埋めていくということはなかなかできませんものですから、もちろん議会、議員の皆様もいろいろご検討いただきまして、その辺はそういうことも必要になるのかなと思ひますが、今回は A 委員よくご存じですので、この場でそういうお話をすることによってよろしかったですね。
A 委員	この場でするべきじゃないことかもしれませんが、一応こういう考え方がありまよってということだけは話させていただきたいと思ひまして、ご連絡させていただきました。以上です。ありがとうございます。
会長	簡単に私の方から、私の知っている限りお話をさせていただくと、もともと制度的

には昔から、2000年までは機関委任事務という国から委任をされた制度です。

したがって議会の議決事項ではないのですよね、都市計画というのは。こういった形で都市計画審議会を設置することが国から法律、都市計画法で定められていますので、地域の有識者によって構成され、なおかつ議会の議決事項ではないので、議員の方々もそれに賛同していただく、それで委員長については、学識経験者から選任するという建前になっています。そうすることによってですね、私が習っただけですよ、どどこ地区代表の議員さんが選ばれるとそこにとって有利な判断をする可能性が比較的あるということで、可能な限り有識者といわれる方々が公平に判断をするという機関だというふうに私なんかは勉強してまいりました。そういう前提で都市計画行政というものは運用されているとご理解いただきたい。

したがって、いま議会の議決事項になっていることはどんどん可能な限り、例えば都市マスなんかも議会の議決事項になっていますからね。だけど本来は議決事項にしましょうということをしているのであって、なくてもいいわけです。けども、可能な限り議会を重視していくというスタンスから可能な限り議会の信認事項にしていくということになっています。ただ根幹の一つ、最終的な決定の部分については都市計画審議会においてやりますよ、ということだと思えるのですね。そのようにご理解をしていただけると。私はこれを20年前くらいに習ったものですから少し変わっているかもしれませんが、そういうふうに理解をしておりますのでまた勉強してみてください。

他に何かございませんか。

よろしいですか。それではこれをもって、菰野町都市計画審議会を終了します。ご協力頂きまして、ありがとうございました。

これを持ちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

議事録の内容について署名します。

令和6年 月 日

委員 \_\_\_\_\_ 印

委員 \_\_\_\_\_ 印